

徳島県告示第六百五十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七
 第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成二十八年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
徳島市大原町荒神谷八九番、九〇番、九一番一、九一番二、九二番、九三番一、九三番二、九四番から一〇一番まで、一一一番一、一一一番二及び一二番から一四番まで	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第十三条の二第三号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）第十二条の三十一第一号
同 糠坪五五番から六〇番まで並びに 隠貞一番二から一番四まで及び七番	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号
同 川内町平石住吉八一番一から八一番五まで及び八三番一から八三番四まで	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号
同 上別宮東七〇番	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号
同 雑賀町北開東四一番から四三番まで及び四四番五	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号
同 東開二七番三から二七番五まで、 二九番一、二九番二及び三三番	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号
鳴門市大津町徳長字川向中ノ越二二番、二七番一及び二九番一 吉野川市鴨島町牛島字四ツ屋四〇番二、四一番二、四二番二、四五番二及び四五番三並びに字先須賀ノ四九〇番一、九一番二、九二番一、九三番一、九四番一、九五番一、九六番一、一〇〇番一、一〇一番一及び一〇七番	政令第十三条の二第二号イ及び省令第十二条の三十一第一号
美馬市脇町字西俣名二四〇九番一	政令第十三条の二第二号イ及び省令第十二条

板野郡北島町太郎八須字西ノ川一番一	
政令第十三条の二第一号	の三十一第二号